

漁業賃労働の形態変化に関する一考察

井手, 義則

<https://doi.org/10.15017/2920561>

出版情報：経済論究. 37, pp.1-22, 1976-07-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



漁業賃労働の形態変化に関する

一 考 察

井 手 義 則

は じ め に

1. 漁業における労働
 (1) 漁業生産構造の特質と労働形態
 (2) 漁業労働の一般的性格
 2. 漁業労働市場の変化
 3. 賃金水準と格差
 4. 賃金体系
- お わ り に

は じ め に

漁業生産部門¹⁾が、日本資本主義の独立した一産業部門として経済学的分析の対象となって以来、漁業における生産関係は資本主義的生产関係が支配的である、というのが共通認識である。“支配的である”とは、一方での資本対賃労働関係の確立と、他方での小商品生産関係の強固な残存が、漁業における生産関係を複雑にし特徴づけていることを意味する。すなわち、漁業部門は、一般製造業部門とは勿論、同じ第1次産業部門に属する農業部門とも著しく異なる構造を持つ点に特徴の一つがある。「農業の単一的構成に対する漁業構成の重層的性格²⁾」と呼ばれるものであり、漁業構造は、一方で小生産手段を保持する独立小生産者（漁家）層が広汎に存在するにもかかわらず、他方の極には高度な生産力と資本蓄積を果した独占的な巨大資本漁業が成立し、しかもその間に中小資本漁業層が存在していることで特徴づけられる。したがって漁業における階級構造は、資本家と賃労働者の二極分解を基本として独立小生産者を加えた三層から構成される。この様に、複雑な階層構成＝生産関係の重層性

をもちながらも、漁業生産の支配的地位を占めるのは資本制漁業であり、漁業を規定する生産関係は資本主義的生産関係にはかならない。とすれば、漁業をめぐる諸問題は、資本主義的生産関係と二重の意味で係わりを持つことになる。すなわち、第一に、日本経済の資本主義的生産関係の中に位置する広義の漁業問題として、第二に、資本主義的生産関係を基本とする漁業内部の漁業問題として、である³⁾。したがって、資本主義の一般的な経済法則は漁業に如何なる形態をとって貫徹するか、すなわち、漁業部門の持つ特殊性の中でそれが具体化された時如何に展開されているか、を追求することが漁業経済論における基本的な課題となる。

この資本主義的生産関係＝資本対賃労働関係下における漁業問題の一つの形態が、漁業賃労働の動向の中に現われることはいうまでもない。そこで、本稿の目的は、中小資本漁業⁴⁾を主な対象として賃労働と賃金体系のもつ性格を規定しながらそれらの変容の一端を示すことにあり、時期的対象は戦後段階に限定する。

1. 漁業における労働

(1) 漁業構造の特質と労働形態

漁業生産構造の特質は、階層構成が重層的性格をもち、いわゆる「逆ピラミッド型構造」と呼ばれる姿をとっている点にある。これは、漁業において資本制生産が成立しているにもかかわらず、資本が部門全体を自らの枠の中へ完全には包摂出来なかったこと、またそれ以外の途を通して資本制生産を強化しえたこと⁵⁾の結果であり、そうになった背景には歴史的要因と経済的要因とがある。歴史的には、漁業における「自由競争」が制限されてきたことによる。明治政府がとった旧慣尊重の漁業秩序維持政策による漁業制度がわが国漁業生産の根幹を決定し、第二次大戦後の戦後改革による新漁業制度下でも資本にとって沿岸域漁場までもの自由な利用は阻止された。この「漁業制度」による漁業権設定は、沿岸の独立小経営（漁家）層を資本との競争の場から一定程度隔離し、極めて零細な、いわば「生業的経営」すらも資本主義的商品市場の中で存

続することを可能にした。経済的には、資本にとっての生産過程における利潤獲得の場は、沖合・遠洋漁場への外延的拡大によって保証されており、「漁業における資本制経済の発展は沿岸漁業をむしろ回避して、沖合・遠洋漁業において自由に進むことが出来た⁶⁾」のであって、沿岸域においては流過程を通じての包摂が可能であり一般的であったからである。かくて、一方では独占的な巨大資本が成立し、他方には家族労働力に依拠する零細漁家経営も存在する。また両者の間に雇傭労働力を主体とする中小資本漁業や、今なお地域共同体に根ざす共同経営も存在している。この漁業における重層的階層構成は、当然各階層間の蓄積、投資、労働の様式の違いとなって現象する。われわれのここでの対象である労働面についていえば、階級構造と労働形態の重層性へ反映することになる。すなわち、漁業における階級構造は、すでに述べた様に資本家と賃労働者の両極を基本としながらも、生産手段を私的に所有する独立小生産者が多数存在しこれら三層によって構成されているが、労働形態へ反映する場合、具体的には三つの形態として現われることも周知の事実である。つまり、賃労働形態、独立（自家）労働形態、協働労働形態、である。それは当然に、漁業に並存する三つの生産関係＝資本主義的生産関係・単純商品生産関係・共同体的生産関係にそれぞれ照応する⁷⁾。

賃労働形態における漁業労働は、一般的な「資本」と「賃労働」の基本的関係をそのまま表現するもので、「漁業における賃金雇傭労働制度の成立および発展にとっては、理論的には、一般的な無産労働者階級の形成と発展とを前提すればたりる⁸⁾」のであり、したがって、漁業においても資本と賃労働の関係は「賃金のみで結ばれる雇傭契約関係によって成立することを基本的特徴⁹⁾」とするものではある。しかし、漁業賃労働の場合、現実の主要な労働力供給基盤が沿岸漁民層あるいは半農・半漁民層にあることから、上記の純粹に近代的な雇傭契約関係を取り結ぶ賃労働者の他に、独立小生産に従事しながら賃労働にも従事する“不完全”な賃労働者部分（「半ば無産労働者化した零細漁業経営者層¹⁰⁾」）も大量に残存することとなり、これが「賃労働者」とはいえ漁業賃労働の内実を一般製造業におけるそれよりも複雑にし、またいわゆる「近代

化」しえない側面を造り出すことになる。すなわち、規模（階層）別、業種別だけではなく、地域別にあるいは歴史的背景によって、しかもそれらの要因が錯綜して漁業賃労働を質的に複雑化し賃労働にとっての近代化の困難さをもたらしており、一部の独占的な巨大資本漁業従事者は組織化を通じて近代的労働者の性格を強固にしているのに対し、中小資本漁業雇傭労働者の多くは労働者としての具体的な権利関係を資本と取りかわす労働協約すら締結出来ないままである。先の完全に賃労働者化しえない層——それは漁家の兼業形態や協働労働形態での賃労働者となって現われる——は、厳密な意味での賃労働者範疇には分類出来ないが、資本漁業の労働力を補填する位置にあることを考える時、その状態が賃労働者の労働条件決定に影響を及ぼす性格を持つことも明らかであり、漁家経済が、自家労働や協働労働による所得のみでは維持困難となり、漁業部門内部での賃労働はもちろん、他産業への「やとわれ」労働への依存度が高くなり、賃労働との係わりの深化は著しい。しかし、そのことが必ずしも近代的賃労働関係の進展、確立過程とは結びついていない。ともあれ、ここで問題とすべきは漁業構造の変化に伴う各労働形態の重要性の変容である。協働労働形態は、今なお各沿岸にそれぞれの適応形態をもって存在してはいるが急速にその重要性を喪失しつつあり、漁家（自家労働形態）は、わが国資本主義の戦後段階での展開に規定されて賃労働形態（兼業）を不可欠のものとして「漁業は、これを一つの産業としてみるときは、農業と同じように足弱な原始産業であるが、しかし、資本主義の風を受けること農業よりも早く、その波に漾うこと遙かに遠い¹¹⁾」という状況は今なお厳然として存在するとしても、すくなくとも漁業労働における賃労働形態の重要性は、もはや、階層構成の重層性に対応するだけの段階を脱し漁業生産構造全体を貫くものとなっている。

(2) 漁業労働の一般的性格

漁業労働は、形態的には階層構成の重層性を反映して複雑であるが、労働そのものには三形態に共通した性格が指摘される。もちろん、賃労働と自家労働

(あるいは協働労働)では、社会経済的な側面は当然のこととして技術的側面からも特質を異にする点が多いが、ここで敢えて共通性を問題とするのは、以下に挙げる賃労働をめぐる特性が労働にとっても資本にとっても近代的編成の速度を遅らせ、資本への包摂度の低さをもたらし、それが漁業部門において独特な賃金制度——歩合制賃金制度——を現在もなお維持せしめていることの、労働そのものから生起する要因となっていると考えるからである。もちろん、「歩合制」賃金を賃金体系としている産業(あるいは部門)は漁業だけではなく、第3次産業に含まれるいくつかのサービス部門においても、また第2次産業のごく少部分においても「出来高給」賃金制度として存在する。しかしそれらの部門での出来高給が「個人出来高給」という性格をその本質としているのに対し、漁業部門のそれが、いわば「集団出来高給¹²⁾」の個人配分であること、それに職階制による格差給が結びついている点が漁業における歩合制賃金を独特なものにしている。

では、その歩合制賃金制度との関連で先に結論的に述べた意味での漁業労働をめぐる特性を整理しておこう。漁業労働の特質についてはさまざまな視点からの区分が成立しうが、一般的には技術的側面と社会経済的側面からの区分がなされたうえでそれら両側面の有機的関連を見出し、その特質を浮彫りにするのが通常である。例えば「漁業労働は重労働であると一般的にいわれている。しかし、その内容は……労働強度の点にあるのではなく、労働時間及びそのあり方に問題がある¹³⁾」といわれる場合に、漁業労働そのものの持つ自然的特性を漁業労働の「あり方」と関連させて、すなわち技術の持つ社会経済的性格の変化と係わらしめて問題にされるが如きである。そこで、ここでは中小資本漁業における労働を念頭に置きつつ(もちろん漁業労働として他の階層の労働も共通の性格を持つ)三点に整理する。

第一に、労働力排出基盤の特質から生ずる漁業労働の性格についてである。漁業労働市場は、一般製造業へ労働力を供給する都市労働市場とは基盤を異にしており、一部の独占的巨大大資本を除くと労働力の多くを地縁(あるいは今なお血縁)を主とする関係において調達している¹⁴⁾。労働力を、都市労働市

場ではなく農漁村内の漁民層および半農半漁民層に依存しているからであり、したがって近代的雇傭関係の確立が遅れるのは当然であった。しかも高度経済成長による農漁村からの他産業への労働力流出に対する中小資本漁業の対応は、一方で省力化投資による労働力削減への努力を追求しつつ、地縁に基づく調達を中心にして除々にその範囲を広げていく以外になかった。従来より機能していた労働力の重層的補充構造——地元の労働力が流出あるいは不足した場合、地縁の範囲を拡大することによって、より“遅れた”漁村地域より漁業労働力を補充する——を新たに再編強化する方法がとられたが、その場合、地縁の拡大＝労働力調達範囲の外延化が、質的な転換、すなわち近代的雇傭関係への転化をもたらすことは一般的ではなく、むしろ資本はその点をこそ剰余価値生産の槓杆として利用したのである。漁業労働の特質の一端は、このような労働力排出基盤から生ずる地縁関係の強固な残存の中から形成されて来る。

第二に、漁業労働を取り巻く技術体系の持つ問題であり、特に中小資本以下の層における分業の不十分な展開によって、漁業労働の専門分化度合が低いことから生じる。「漁業においては技術的進歩は多くの場合に漁獲物増大効果を狙っていて、労働節約効果を目的とすることが少ない¹⁵⁾」という指摘は、省力化技術の発展とその積極的採用によって現在では様相を異にしている点が多いが、その技術的進歩も、やはり漁業労働の専門分化の度合を高める方向に作用しているとはいえない。これは、経済的には一般製造業に類する工場制的生産を行なう母船式工船漁業と比較して、中小漁業資本の、資本としての自己展開の弱さを反映した事態を示すものであり、そこでの漁業労働に階層間で、あるいは資本の発展過程によって相対的ではあるにしても、非近代的性格を残存させるものである。

第三に、生産過程自体から生ずる漁業労働の特質がある。それは、一ツには、漁業生産に具わる非連続性、すなわち、生産過程が直接的生産過程である漁撈と間接的生産過程である航行とに分断されていることから生じ、直接的過程であると間接的過程であるとを問わず、労働の中断、不均等性、不規則性が特徴となり、必然的に漁業労働は長時間労働となって現われざるをえない。また一

ツには、生産過程の持つ危急性（クリティカルモメント）の強さから生じる特質がある。この「危急性の存在が漁業において早くから協業を発展せしめる大きな原因¹⁶⁾」となり漁業労働の集団性をもたらしたが、漁業生産そのものが危急性の強さ、つまり自然的諸条件への受動性を克服出来ない部分を生産過程上の大きな構成要素としている限り、漁業労働は、不安定、不規則な性格を払拭しえない。これらの生産過程上から生じる漁業労働特性は、生産手段進歩、漁業技術発展、それらに基づいた漁場の外延的拡大による生産性上昇、あるいは周年操体業制確立などの経済的条件の変革を通じて、巨大漁業資本の下での労働を中心に大きく変化しているとはいえ、中小資本以下では「労働の結果は、労働圏内に入る有用水産物の状況の如何、すなわち漁況如何に左右されることを免れえないという一般的特質¹⁷⁾」をなお払拭出来ないでいる。

漁業労働のこれらの性格が、中小漁業資本の労働包摂度の相対的弱さと相照応することによって、後述する歩合制賃金を漁業における賃金体系として長く維持せしめることとなる。

2. 漁業労働市場の変化

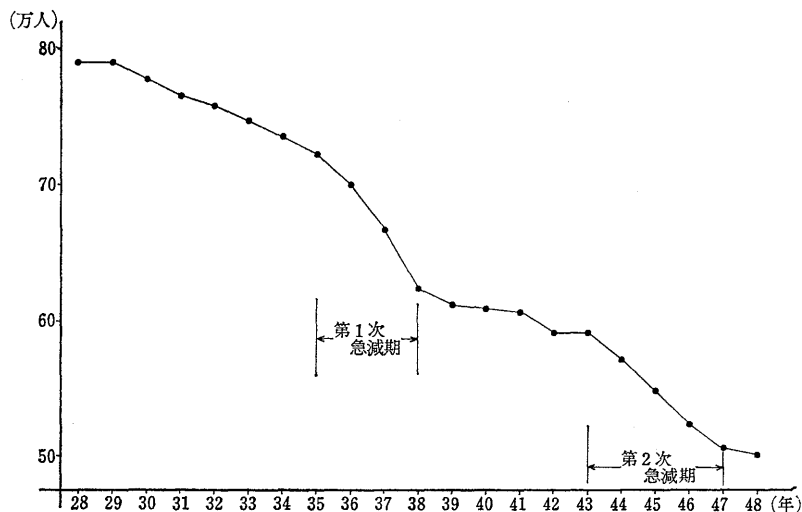
漁業労働の一般的性格とその存在形態をみてきたが、ではそうした漁業労働の現実の状態＝労働力構成と、漁業労働を資本が組み込み支配する形態＝雇傭構造の変化は如何なるものであったのか。先ず漁業労働力構成について見よう。

戦後開始された漁業に関する各種の調査により、漁業労働の諸相も次第に明らかとなったが、漁業統計そのものの不備・不足に漁業労働の複雑さを反映した統計基準の変更も重なって、事項によっては一貫したその変化を見通すことの困難な点も多い¹⁸⁾。ここでは、漁業センサスを中心にして労働力構成の一般の変遷をたどることとする。

就業者の実数が確定するのは昭和28年の第2次センサスからであるが、それによると、漁業就業者は約79万人であった。当時の漁村は「相対的過剰人口のプール」として位置づけられ、景気変動の波にしたがって人口の流入を繰り返

返し、しかも流動的形態であるよりむしろ潜在的、停滞的形態にあるといわれていた¹⁹⁾。事実、この第2次センサス時点頃までは、戦後の特殊条件も重なり、漁家戸数、漁業従事者数に現われる労働力構造は、地域的特性を持ちながら「過剰人口プール」としての姿を体現していたといえる。ところが、この時期以降、戦後日本資本主義の経済展開とそれに伴う労働力需要動向の変化に規定されつつ、「従来の相対的過剰人口のプールといった観念では律し切れない基調的な変化が漁業内部において起って²⁰⁾」きた。それは「昭和28, 9年は……分解パターンの戦後における転換点を示し……それまで漁家数が地域ごとに増加あるいは減少と違った方向をとっていたものが、いっせいに減少傾向に転ずる時期²¹⁾」であった。ここでは漁民層分解そのものに立ち入ることは出来ないが、漁業労働に現われた特徴的な点としては、就業者数の連続的減少とともに賃労働の深化があげられる。

就業者数は、先述の昭和28, 9年を「転換点」とした漁家戸数減少の全国的傾向生起とともに急テンポで減少傾向をたどるが、時期的にその減少率には相当の違いがあった（以下、図1参照）。すなわち、昭和30年代中期時点までは相対的にゆるやかな減少を示しており、それ以降に急減期を迎える。農業部門で高度経済成長の第1期²²⁾（昭和30年～37年）後半から他産業への労働力流出が顕著な増加傾向を示すのとはほぼ同様であるが、漁業部門での流出著増時期はやや遅れ、成長第1期の末期から転型期（昭和37年不況～40年不況）の初めにかけてである。昭和28年の就業者数を100とした指数をとると、35年=91.5であったものが38年には79.2と、この3年間だけで指数12ポイント、実数約10万人の減少であり、この35年から38年にかけての減少期を第1次急減期と呼ぶことが出来る²³⁾。以後43年までは減少率もゆるやかでやや安定的であったが、43年以降、第2次急減期を迎えて、高度成長第2期（昭和41年～）後半の労働力需要に対応した姿を示す。47年までがこの第2次急減期にあたり、第1次ほどの激しさはないが、4年間に9万人近くの減少となり、第5次センサス時点の48年の実数では約50万人、28年の64%にすぎず、この20年間の減少の激しさが如実に示されている。この就業者減は、高経済成長による漁業外部からの吸引



第1図 就業者数の推移

資料：各次センサス，センサス補間調査，漁業就業者調査より作成。

注：1) 年間従事日数30日以上。 2) 沖縄を除く。

を基本要因とする点では農業部門における減少と同様であるが、漁業内部でのそれへの対応は、農業部門とは勿論、各階層間、業種間でも異なっていた。この“対応”すなわち雇傭構造変化の特徴については後にふれるが、漁業労働に現われた第二の変化として賃労働の深化が挙げられる。それは、漁村における下層無動力階層の資本漁業賃労働者化として、また漁家労働における賃労働兼業の進行として現われた。すなわち、戦後改革の一環としての漁業制度改革による沿岸漁業定着政策は、食糧供給部門としての沿岸漁業に一定の“民主化”と生産力増大を要請して無動力階層の動力化が計られたが、それに対応出来るだけの資金蓄積の途を持てなかった部分は、沖合・遠洋の賃労働者化し資本漁業にとっての労働力供給源となったのである。こうして完全に賃労働者化する部分の存在は、資本主義経済下における漁民層分解の当然の結果として、漁業においても資本主義的生産の成立以来繰り返されてきたところであるが、その戦後段階での姿を示すものが賃労働者の構成変化である。戦後段階での賃労働

の深化は、より特徴的には、漁家の賃労働兼業の進行として現われた。それは特に無動力層を中心とした下層漁家所得に占める労賃収入比率の増大傾向に示されている。この賃労働深化を变1より量的にみよう。漁業賃労働従事者は「やとわれのみ」と「自営+やとわれ」に区別されるが、同表から漁業賃労働者に占める「やとわれのみ」の比率増大が明らかで、すでに38年段階で、その8割を占める現在の姿が確立している。しかしこの賃労働深化は一方的に進行したのではない事にも留意せねばならない。就業者総数の減少とともに賃労働者も減少しているのは当然として、問題となるのは減少テンポであり、賃労働者減少率の方が高い点である。表1から28年の就業者総数、賃労働者数を100とした指数をとれば、38年にはそれぞれ79、74で、48年には64、55となる。これは、一ツには昭和30年代後半からの沿岸漁業政策の転換—養殖漁業の振興とその一定の成果、また魚価高騰、周年操業体制の追求などにより、漁家層の、家族労働力依存の「自営のみ」による経営維持が可能性的を持ってきたことによって労働力滞留の条件が生れ、賃労働者化への反作用となったことを反映し、また、労働力不足への対応としての資本漁業層での省力化投資定着も、漁家労働の一方的賃労働化を弱体化させた遠因になったと考える。しかしこれらの賃労働深化への反作用は過大に評価されるべきものではなく、先述した漁業賃労働者に占める「やとわれのみ」層の増大にこそ事態の本質が現われているといえよう。

漁業労働の構成変化には、以上の就業者減少、賃労働深化のほかには指摘すべ

表 1 漁 業 賃 労 働 者 構 成 の 推 移

項 目	年 度	昭和28	36	38	40	43	45	48
	(千人)							
就 業 者 数		790	699	626	612	594	549	504
賃 労 働 者 数		330 (100)	251	243 (100)	229	226 (100)	195	183 (100)
(イ) やとわれのみ		147 (44)		197 (81)		179 (79)		148 (81)
(ロ) 自営+やとわれ		183 (56)		46 (19)		47 (21)		35 (19)

資料：各次センサス，同補間調査。

注：1) () 内は賃労働数を100とした(イ)，(ロ)の比率。

き若干の点がある。新規労働力流入の減少、女子労働力の比重増大、年令構成上の変化、などがそれである。なかでも新規労働力（学卒者）の流入減少は、「……戦前では毎年の新規の漁業流入人数が、ほぼ一定であった……²⁴⁾」のと対照的であり、33年より目立ちはじめ、表2から判明することは、38年までと、43年～45年の両期における減少度合が高いことである。就業者の第1次および第2次急減期とほぼ合致することが明らかであり、しかも、高校進学率の上昇と共に中卒流入数が急減した（35年以降）ことは当然としても、高卒流入数も

表 2 新卒流入数、年令構成、男女別構成

項	年 区分	S. 28	33	38	40	41	42	43	44	45	46	47	48
新卒流入数	(人)												
	中 卒	15,192	13,018	8,667	6,904	6,614	5,964	4,969	4,119	3,528	3,145	3,008	2,311
	高 卒	1,497	2,250	2,088	1,917	2,698	3,025	1,939	1,682	1,478	1,449	1,670	1,554
	計	16,699	15,268	10,755	8,821	9,313	8,989	6,908	5,801	5,006	4,644	4,678	3,865
年令構成	(%)												
	15～19才	11.4		5.2	5.4	5.9	5.6	5.6					3.3
	20～39才	44.8		47.8	45.3	43.8	43.1	43.0	47.3	46.3	44.5	43.1	37.6
	40～59才	32.8		33.3	35.0	35.6	36.6	36.8	37.6	38.1	39.5	41.2	44.2
	60才～	10.8		13.7	14.3	14.7	14.7	14.6	15.1	15.6	16.0	15.7	15.9
男女別就業者数	(千人)												
	男	668		523	502	495	486	486	458	438	432	419	414
	女	122		103	110	112	107	108	114	111	93	89	89
	計	790		626	612	607	593	594	572	549	525	508	503

資料：「各次センサス」「漁業就業者調査」「学校基本調査」

41, 2年の不況年を例外としてほぼ一貫して減少していることは、漁家若年労働力その他産業流出が特に35年以降押しとどめることの出来ない傾向となった事態を示すものである。これは当然に就業者の年令構成上の変化＝高令化に直接反映し、15～19才の急減と20～39才の漸減、40才以上の年々の増加となって現われている。若年労働力補充のメカニズムが欠落したまま推移している姿であり、39才以下の基幹労働力は41年には5割を割り、48年現在では辛うじて4割を確保するだけまでに落ち込んでおり、漁業部門における生産は劣悪化した労働力に依存せざるをえなくなっている。それがまた女子労働力の援用に向かわ

せることとなり、30年代後半から総就業者の2割以上を占め漁業労働力構成上の一つの特徴となつてはいるが、女子労働は沿岸部門、その中でも養殖および陸上加工作業従事がほとんどであり、沿岸の補充労働力としての性格を基本とするものであって基幹労働力の代替作用を果すものではない。

以上、漁業労働市場の変化を労働力構成の面からみてきたが、次に雇傭構造変化の戦後段階に現われた基本的な点についてふれることとする。

漁業における雇傭構造の特色は、労働市場の閉鎖性に基づく船頭制雇傭にあった。それは漁業労働の、あるいは労働力構成の特徴に裏づけられつつ、漁業独自の資本蓄積構造を反映したものとして長く定着してきた雇傭制度であった訳で、戦後の労働市場の変化、漁撈技術改革による生産力発達、それらに基づく蓄積構造の変化に伴って一定の転換を迫られることになった。その転換は昭和20年代後半から急速に顕在化したもので、労働市場の閉鎖性（あるいは地域性）解消傾向として、更には船頭制雇傭の変化として表面化した。

労働市場閉鎖性打破を示すものとして、漁業労働者出身地別の経年比較を表3からみることにする。同一市町村および県内で雇傭されるものの比率は、23年には91%の高率であったが33年には84.5%に減少したのに対し、地元外の県外出身者は9%から15.5%へ増加していて、すでに30年代以前から労働市場の構造が変化しはじめていることを示している。33年までの数字は漁業労働市場

表 3 漁業労働者の出身地別、雇傭経路別比率（単位：%）

項	年 内 容	S. 28	33	40	42	44	46	48
出身地	同一市町村	73	69	56	55	57	54	51
	県内	14	15	19	19	21	21	22
	県外	13	16	25	26	22	25	27
雇傭経路	船主直接	—	—	52	47	48	49	50
	漁撈長	—	—	30	35	33	35	33
	一般乗組員	—	—	12	12	13	10	9
	幹旋機関	—	—	6	6	6	6	8

資料：1) 28, 33年は各センサス

2) 40年以降は「漁業労働賃金調査報告」より作成

全体をみたものであるが、ここでのわれわれの主要対象である中小資本漁業におけるその姿を40年以降についてみる（「漁業労働賃金調査報告」による）とその様相がより明確に示されている。同一市町村出身比率は40年の56%から48年の51%へ漸減し、他方県外比率が44年を例外として $\frac{1}{4}$ 以上の比率になっている。また、地元同一市町村以外の県内出身も20%前後を占めて増加傾向を示していることとあわせて考えると、地縁による雇傭構造はなお強く残存しているにしても次第に労働力需給の範囲が拡大し、その閉鎖的性格は弱化の道をたどっているといえよう。この労働市場の拡大は、労働力流出あるいは新規労働力流入減少による地元漁夫の不足に対応したものとはいえ、近代的雇傭関係の確立による拡大が本質ではなく、特に中小資本漁業においては、先述（1—(2)）した労働力の重層的補充構造が作用した面が大きいことにも留意されねばならない。次に、船頭制雇傭変化の一側面として中小資本漁業における雇傭経路の内容をみると、表3より船主直接雇傭がほぼ5割を占め、船頭＝漁撈長経由の3割強を大きく上回っている。これをもって「船頭はたんに……漁撈上の知識を総合統括してゆく管理責任者に転化し、人事権は経営に移りつつあるとみてよい²⁵⁾」といえるか否かが問われねばならないが、漁業種類別および規模別に内容を検討すればこの指標にも相当の階層間格差を見出すことが出来る。表4は、48年度の中小資本漁業における雇傭経路を階層別に示したものであるが、50トンを境として上下に大きく二分されている。以下層での船主直接雇傭比率が圧倒的であるのは、弱小資本が地縁（あるいは血縁）関係による雇傭を中心にしていることを示し、「資本」と「労働」の分化による近代的雇傭＝船頭制

表 4 昭和48年度階層別雇傭経路構成（単位：%）

階 層 \ 項	船 主	漁 撈 長	一般乗組員	そ の 他
10～ 30トン	82	7	5	6
30～ 50トン	75	13	5	7
50～100トン	37	47	11	5
100～200トン	39	38	14	9
200～500トン	37	41	9	13

資料：昭和48年度「漁業労働賃金調査報告」

解体を示すものではない。むしろ問題になるのは50トン以上層での漁撈長経由の優位であり、「都市漁業企業を中心に船頭制雇傭が衰退しつつあるとはいえ、大勢に変化はない²⁶⁾」という指摘がなお妥当性を持っているといえるだろう。なお、表3からも明らかな様に、学校その他の斡旋機関経由も漸増しつつあるとはいえ1割にも満たず、他産業に比した漁業雇傭構造の特徴となっている。

3. 賃金水準と格差

前節までで、漁業労働の特徴と労働市場の動向とを通じて漁業賃労働の変化をたどってきた。以下、賃金と賃金体系に焦点をあわせて中小資本漁業の賃労働がもつ具体的な姿を明らかにしよう。

中小資本漁業の賃金水準の推移をみると、表5に示されるように一般製造業

表 5 中小資本漁業における平均賃金と階層別賃金 (単位：千円)

項	年	S. 33	36	38	40	41	42	43	44	45	46	47	48
平均賃金	中小資本漁業	257	322	403	543	603	658	707	858	951	1,197	1,339	1,748
	一般製造業 (5~29人)	160	228	312	401	440	498	596	687	802	920	1,062	1,289
	“(30~499人)”	291	375	449	532	596	674	776	904	1,055	1,188	1,358	1,684
階層別賃金	10~ 30トン	—	—	—	316	377	374	406	403	512	689	696	828
	30~ 50	—	—	—	433	519	554	627	806	793	1,028	1,072	1,401
	50~100	—	—	—	515	575	608	635	839	885	1,058	1,234	1,672
	100~200	—	—	—	593	691	701	721	925	1,092	1,381	1,392	1,961
	200~500	—	—	—	668	746	795	861	1,017	1,014	1,560	1,696	2,166
	500~	—	—	—	796	781	918	965	1,168	1,381	1,728	1,937	2,374

資料：「漁業経済調査」「漁業労働賃金調査報告」

30人未満規模層は大きく上回ってはいるものの、同30人以上規模層の水準に達したのはごく近年である。すなわち、昭和40、41年の凌駕を例外として45年まではいずれも30人以上規模層を下回っており、46年以降になってそれと匹敵する水準に達している。もちろんこの数字は平均数値であり、中小資本漁業と製造業との賃金水準の一般的比較による漁業部門の相対的低賃金様相を示すもの

でしかない。そこで階層別に見直す（表5）と、30トン以下層の賃金の劣悪さがまず目につき製造業30人未満階層の平均を大きく下回っている。それを上回るのは30トン以上層であるが、製造業30人以上階層平均に達するのは100トン以上層となっている。しかも、内部階層間比較において大きな格差がみられ、それが次第に拡大しつつあることが明白である。40年以降をみると、30トン未満層と500トン以上層との格差は、40年の1:2.5から48年には1:2.9へと拡大している（格差最小は41年の1:2.1）。この格差の度合は一律に増加している訳ではないにしても、拡大する傾向をもって推移している。この様に、中小資本漁業における賃金の持つ特徴の一つが階層間格差のはなはだしさであるが、「格差」はそれだけにとどまらず、業種間格差、更には地域格差として現われ、しかもそれらの諸格差が複雑に絡みあって統一的な比較を困難にする。業種間格差をみたのが表6である。比較をより簡単にするため、各業種とも中小資本

表 6 50～100トン層業種別1人日当たり労賃（単位：円）

年 項	S. 43	44	45	46	47	48
サケ、マス流し網	5,455	8,689	7,719	9,198	9,066	14,438
サンマ棒受け網	2,124	3,032	4,561	5,118	5,454	10,815
1 そうびき沖合底曳	3,026	3,526	4,607	4,820	4,887	6,928
2 そうまき網	4,470	4,144	5,007	5,615	7,230	6,958
イカ釣	4,513	6,057	4,730	6,793	5,448	6,184
マグロ延縄	2,311	2,905	3,935	4,971	5,278	6,710
カツオ1本釣	1,792	2,881	3,072	4,621	4,319	5,373

資料：「漁業労働賃金調査報告」

漁業平均賃金に近い50～100トン階層の1人日当たり労賃を取ったものである。最も高いサケ・マス流し網と最低のカツオ1本釣を比較すると、格差最大の43年で3:1、最小の46年で2:1であり、前にみた階層間格差の開き度合とほぼ同程度である。なお地域間格差は、下層経営により強く現われるが業種間格差ほどの重要な意味を持たず、格差発生 of 副次的要因になっている。これは、経営規模が大きくなると共に操業種類が異なるうえに、資本は当然のことながら地域性を脱却するので業種間格差に集約されて現われることになるからであ

る。

中小資本漁業における賃金の他方の特徴はその不安定性にある。表7は中小漁業一般乗組員の賃金月額を製造業と比較したものであるが、絶対額でみると大幅な上昇を示す年度と前年を下回る額を示す年度とがあり、したがって対前年比の変動が極めて激しく不安定である。製造業の30人未満規模層においても、絶対額では漁業労賃平均に劣るとはいえ前年を下回ることはない点に比すと、漁業賃金の不安定性が歴然としている。この平均数値を具体的に主な業種についてみたのが表8である。漁撈体規模が異なるので直接の比較は出来ないが、不安定な業種の存在が確認される。一般に上層規模ほど安定的であるが、業種によっては下層でも安定した伸びを示しているものもあり（とはいえそれは絶

表 7 中小漁業と一般製造業との月額賃金比較（単位：千円）

年 項		S. 43	44	45	46	47	48	対 前 年 比 (%)					
								44/43	45/44	46/45	47/46	48/47	
中小漁業(一般乗組員)		68	84	88	121	113	145	133	105	138	93	128	
一般 製造業	5～29人規模	50	57	67	77	89	107	114	118	115	116	120	
	30人以上規模	65	76	88	99	113	141	117	116	113	114	125	

資料：昭和48年度漁業労働賃金調査報告

表 8 一般乗組員の平均給与月額の推移（S.42=100）

年		S.40	41	42	43	44	45	46	47	48
業	種									
遠 洋 底 曳	200～500	—	—	100	114	136	164	189	237	321
以 西 底 曳	100～200	81	84	100	108	113	117	167	189	229
1 そう 沖 合 底 曳	50～100	91	97	100	116	140	167	185	205	—
2 そう ま き 網	10～ 30	71	94	100	98	136	150	162	205	262
サ ン マ 棒 受 網	50～100	108	101	100	99	161	227	278	310	604
カ ツ オ 1 本 釣	100～200	93	118	100	82	140	181	213	152	206
イ カ 釣	50～100	106	157	100	127	193	141	202	145	168
サ ケ, マ ス 延 縄	10～ 30	67	73	100	64	135	94	179	118	368

資料：「漁業労働賃金調査報告」

注：1）給与月額＝雇傭1日当たり給与額×30日

対額の高さを意味するものではない)、規模間より業種による不安定性の激しさが特徴となっている。「サケ・マスはえなわ」を筆頭に「イカ釣」「カツオ1本釣」等の、技術段階が低く生産が不安定で歩合給部分の大きい業種が特にはなはだしくなっている。

以上の様に、中小資本漁業賃金の特徴は、漁業内部においても他産業との比較の点からも、格差のはなはだしさと安定性の欠如にあるといえよう。

4. 賃金体系

すでに触れた如く中小資本漁業における賃金支払形態を支配するのは歩合制賃金体系である²⁷⁾。この歩合制賃金体系は、雇傭構造とともに我が国の漁業労働関係を特徴づける一方の柱となっているが、特殊日本的な賃金体系ではなく、「諸外国の沿岸漁業をも大体支配している形態であり、一般的な漁業における賃金制度であるといわねばならない²⁸⁾」ものである。漁業経済研究が、漁業における資本主義的生産関係の成立・発展とその跛行性究明を目的の一つとする以上、漁業における資本対賃労働関係の本質部分にあたる歩合制の評価をめぐるの労作・論争が中心の一つとなったのは当然であった。各論点の比較検討はすでに詳細に論述されているし²⁹⁾、ここでの目的でもないが、少なくとも歩合制賃金制度は、漁業における生産関係の具体化された姿を示すものであって、単に賃金支払上の形態的特殊性を表現するだけのものではなく、ましてや利潤分配方法ではないことは確認されねばならない。したがって歩合制賃金制度は、漁業における雇傭制度の問題と密接不十分の関係で、また、漁業における資本主義の展開に応じてその性格を変化させるものとして把握されねばならない。しかしながら、資本主義の展開に伴うその「変化」が、直接的な歩合制体系の消滅あるいは歩合給制から固定給制への一方的移行として現われたものでないことはすでに指摘されている通りである³⁰⁾。資本はその目的である剰余価値生産にとってより有効な賃金体系を採用するのが当然であり、古い基礎を持つ歩合制を発展段階に応じて再編成してきたのである。「労賃の支払における形態

的差異は——一方の形態は他方の形態よりも、資本制生産の発展にとって好都合でありうるとしても——労賃の本質をなんら変化させない³¹⁾」のであって、歩合給制か固定給制かという「形態的」差異に漁業賃金の本質の問題があるのではない。この点をふまえて歩合制賃金を規定すれば、時間賃金の転化形態である個数（出来高）賃金の一形態であり、漁業の資本主義的生産関係下における集団出来高賃金である、と一応いえるであろう。

以下、この漁業賃金をめぐる諸側面の変化を見よう。

賃金支払形態の変化をみると（表9）全額歩合給形態の退潮が著しい。昭和28年の数字は第2次センサスの会社経営全体の支払形態を示したもので、40年

表 9 賃金支払形態の推移と最低保障額の変化（単位：％）

年		S. 28	40	41	42	43	44	45	46	47	48
項	内 容										
賃 金 体 系	全 額 歩 合	42	27	27	31	28	22	26	21	19	18
	歩 合+固 定	29	24	27	33	31	34	39	41	45	47
	歩 合+最低保障	26	48	45	34	39	42	34	37	35	34
	全 額 固 定	3	1	1	2	2	2	1	1	1	1
最 低 保 障 額	～2万円	—	40	30	21	19	17	10	4	6	2
	2～3万円	—	42	53	57	41	32	20	15	8	8
	3～4万円	—	18	17	22	28	24	27	27	22	14
	4万円以上	—	0	0	0	12	27	43	54	64	76

資料：1）28年は第2次センサス

2）40～48年は「漁業労働賃金調査報告」

注：1）最低保障額は月額である。

以降の中小資本漁業のそれとは基準が異なるが、全額歩合形態が4割以上の高比率を占めていた。この第2次センサス時点での個人経営、共同経営における全額歩合形態はそれぞれ79%、77%であったことを比較すると、会社経営における全額歩合給形態はかなりの低比率ではあったが、それでも40年以降の姿とは大きな隔たりがある。40年以降は「漁業労働賃金調査報告」に拠るが、40年でも全額歩合形態は27%にすぎず、48年には18%にまで低下して「最低保障付

歩合給」あるいは「歩合給+固定給」形態への移行が目立っている。しかし「全額歩合給」形態は1～2%にすぎず、漁業賃金支払形態は何らかの形で歩合給併用がほとんどである。歩合給は、不漁の際には全面的な労働不払すら生ぜしめる賃金体系であり、先述した賃金の不安定性もこの歩合給体系が大きな形成要因となっている。では、固定給あるいは最低保障付きの形態増加がその不安定性を克服するものであるかという点を決してそうではない。最低保障額の低さがそれを示している。もちろん、表9で明らかな如く、インフレや労働力確保目的により保障給の月額はやや上昇しており、42年までは4万円以上を保証する中小資本はごく稀であったのが、45年以降急激に増加して48年には標本漁撈体の7割以上にまで拡大した。しかし、この最低保障額（4万円）は中小資本漁業の平均賃金月額の3割にも満たず、賃金安定にはほど遠い。このように、固定給あるいは最低保障併用形態の増加という「形態的变化」をもって、漁業賃金の「近代化」が進行しているとみることは出来ないのである。

表 10 歩合給の計算基礎、労賃支払時期、労働協約締結状況（単位：%）

年		S. 40	41	42	43	44	45	46	47	48
項	内 容									
歩の基 合計礎 給算	大 仲 引 く	70	73	74	72	73	72	72	73	73
	" 引 か ず	30	27	26	28	27	28	28	27	27
労払 賃時 支期	定 期	65	67	60	65	65	63	62	68	67
	不 定 期	35	33	40	35	35	37	38	32	33
労協 働約	有	60	58	61	57	48	45	43	39	40
	無	40	42	39	43	52	55	57	61	60

資料：「漁業労働賃金調査報告」

注：各項の標本漁撈体数は年度によって異なる。

次に歩合給の計算基礎をみると、水揚金額から市場手数料以外に大仲経費を差し引く場合と引かない場合があるが、表10によると両者がほぼ7：3の割合で推移しており差し引く漁撈体が多い。この「大仲経費控除歩合給」は、流動資本と固定資本の一部を労働側の負担とするものであり、資本にとって剰余価

値取得に有利な方式として強く固執されるものである³²⁾。「大仲経費控除歩合給」が労賃部分から資本の一部を先取りするものである以上、この漁業賃金体系が、資本主義的賃形態として適格性を欠くものではないにしても相対的に非近代的な性格を持っていることを示している。それはまた、労賃支払時期の不定期さ、労働協約締結状況にも現われる。支払時期が不定期である漁撈体が現在なお4割近く、また、基本的な労働諸条件を規定する労働協約を締結するものは、次第に増加してはいるものの48年で6割であり、なお4割は無締結状態のままである。これら歩合制賃金体系に関する諸指標は、業種、地域、資本階層、あるいは同一資本下においても事業所によって異なる形式を採っており、それぞれの歴史的発展度合に規定されているのであるが、一般的には、内実の諸変化はありながらも歩合制体系を支える基盤はなお強固でありその廃棄条件は未成熟であるといえよう。廃棄には、賃労働側の条件としては労働運動を基礎とする近代的労資関係確立が必要であるが、漁業資本が産業資本としての脆弱性を払拭し、労働の形式的包摂段階から脱しない限り、廃棄条件が「成熟」とするとはいえないであろう。そして廃棄条件が成熟し、「歩合制賃金を廃止したところから、漁業賃金制の矛盾が再発見される³³⁾」ことになるのである。

お わ り に

中小資本漁業の賃労働について、漁業労働の持つ性格と労働市場の変化を踏まえながら、賃金を中心としたその推移と現状の一端を略述してきた。その特徴は、絶対的水準が一般製造業水準へ接近あるいは匹敵する段階に達しているにもかかわらず、不安定性を強く持ち、しかも内部諸格差が甚だしい点にあり、その基底には歩合制賃金体系という漁業部門に特有な賃金支払形態の存在があった。ここでわれわれが留意すべきは、この歩合制体系が漁業における特殊賃金体系として存在しているにしても、それを特殊性としてのみ理解し漁業労賃の持つ問題点をそこからのみ抽出する視角の限界を認識しておかねばならないという点である。〈はじめに〉の項で触れ、注記した漁業問題と資本主義的生産関係との二重の係わりは、この点をこそ意味するものである。すなわち、漁

業賃を規定するものは直接的には歩合体系であるが、より基底には資本制漁業そのものの持つ二重構造があることを、更に漁業賃労働を全体として把える場合には日本資本主義の二重構造との関連で生み出される側面の重要性を、意味する。したがって本稿に続く課題としては、資本制漁業の持つ二重構造問題、具体的には、中小資本漁業の現段階における存続条件の検討がなされなければならない。

(注)

- 1) 「漁業」と「水産業」は厳密な意味では区別されねばならないともいわれる（例えば、新川伝助『水産経済研究』p. 3-4）が、ここでは「漁業」を広義で使用する。
- 2) 岩切成郎他著『漁業経済論』, p. 3.
- 3) もちろん、“二つの漁業問題”が存在するのではない。問題は分析視角との係わりにある。すなわち、漁業をそれ自体として把握する視角と同時に、漁業を“日本資本主義の漁業問題”として把握する視角の重要性が強調されねばならないからである。
- 4) 中小資本漁業の概念が明確に意識され一般化したのは戦後で、「従来の沖合漁業とか資本制漁業とかの呼称では表現できない問題性」（岩切成郎他著、前掲書、p. 108）が生じたことの反映であるが、そのこと自体が漁業における資本蓄積の一般製造業との違いなり遅れなりを表現している。
- 5) 「……漁業の生産力向上……には、(a)漁業制度によって沿岸漁業に与えられている制約が打破られるか、あるいは(b)沿岸漁業の外、制約のないところに、新しいタイプの漁業が発達するかのどちらかでなければならなかった。わが国では大体不徹底ではあるが、後者の途をたどって沖合漁業が伸展したのである。」（近藤康男『漁業経済概論』, p. 35）。
- 6) 岡本清造『水産経済学』, p. 204.
- 7) もちろん、この三者を同じ意義あるいは重要度を持つものとして並列しているのではない。各労働形態が照応している異なる「経済制度」としての三つの生産関係の意である。なお、漁業に残存する前期的性格の経済制度については、秋谷重男「漁業における前資本主義的ウクラウドをめぐるのノート」（『漁業経済研究』, 第5巻, 第3・4合併号）参照。
- 8) 岡本清造、前掲書, p. 204.
- 9) 岩切成郎他著、前掲書, p. 212.
- 10) 岡本清造、前掲書, p. 187.
- 11) 近藤康男、『漁業経済概論』, はしがき。
- 12) この「集団出来高給」は漁業労働の持つ集団性にも対応している。「漁獲作業は狩猟作業と同様に、本来多数の労働者による集合労働の性格を具えている。」（岡本清造、前掲書, p. 198）からである。

- 13) 平沢豊『漁業生産の発展構造』, p. 17-18.
- 14) 中小漁業資本層の地縁関係利用度合の推移および現状は表3参照。
- 15) 岡本清造, 前掲書, p. 224.
- 16) 清水弘・小沼勇共著『日本漁業経済発達史序説』, p. 12.
- 17) 岡本清造, 前掲書, p. 210.
- 18) 特に漁業労賃に関しては遅れている。統一的な調査としては昭和40年に開始された「漁業労働賃金調査報告」があるが、この「報告」も悉皆調査ではなく抽出調査であることから生じる限界を持っている。
- 19) 当時の漁村における過剰人口の実態分析とその計測については、近藤康男・梶井功『日本漁村の過剰人口』参照。
- 20) 平沢豊, 前掲書, p. 350.
- 21) 志村賢男『日本漁業の資本蓄積』, p. 252.
- 22) 時期区分は、大内力編著『現代日本経済論』(p. 1-10)に拠り、高度成長第1期=昭和30年-37年、転型期=37年不況~40年不況、高度成長第2期=41年~45年とする。
- 23) 第1図より明らかなごとく、減少は昭和29年から始まり35年までほぼ同じ減少率を示している。この時期を第1次減少期とし、35年~38年の3年間を第2次減少期とすることも出来るが、後の減少率との比較から、著減している時期、という意味でここでは35年~38年を第1次急減期とする。
- 24) 平沢豊, 前掲書, p. 358.
- 25) 同上, p. 368.
- 26) 岩切成郎『漁村構造の経済分析』, p. 61. なお漁業における雇傭関係法としては、「船員法」があり、船主対乗組員間の直接雇傭契約を規定しているが、海運業はともかく漁業においては、労働運動の後進性もあって労働協約すら締結しない資本対賃労働関係の多い中でほとんど形骸化している。
- 27) 独占的な巨大資本漁業である各種母船式漁業においては、歩合制賃金部分は基本的には重要な意義を持たなくなっている。もちろん完全に消滅している訳ではないが、生産に対する奨励給という性格を持っているだけである。しかし、母船式漁業に系列化されて下請生産に従事する独航船(例えばサケ・マス独航船)における賃金は歩合制賃金そのものであり、母船式漁業をめぐる賃金がすべて歩合制を脱却している訳ではない。
- 28) 近藤康男編『日本漁業の経済構造』, p. 191.
- 29) 例えば、中橋興「沖合沿岸漁業の諸問題(3)」(産業労働研究所報, 第6号)では、論点の発展過程とその問題点を知ることが出来る。
- 30) 近藤康男編, 前掲書, p. 202-p. 206参照。ここでは、漁業の資本主義的發展を技術との関連で4段階に分け、それに伴う歩合給制と固定給制の変遷がたどられている。
- 31) マルクス『資本論』, 第1巻—19章(「角川文庫版」, 第2分冊, p. 347).
- 32) 近藤康男, 前掲書, p. 124には、逆に差引かない方が資本にとって有利な場合の事例が挙げられている。
- 33) 岩切成郎, 前掲書, p. 56.